

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【公開番号】特開2019-99743(P2019-99743A)
 【公開日】令和1年6月24日(2019.6.24)
 【年通号数】公開・登録公報2019-024
 【出願番号】特願2017-234562(P2017-234562)
 【国際特許分類】

C 0 8 L 7/00 (2006.01)
 C 0 8 L 9/00 (2006.01)
 C 0 8 L 15/00 (2006.01)
 C 0 8 K 3/04 (2006.01)
 C 0 8 K 3/36 (2006.01)
 B 6 0 C 1/00 (2006.01)

【 F I 】

C 0 8 L 7/00
 C 0 8 L 9/00
 C 0 8 L 15/00
 C 0 8 K 3/04
 C 0 8 K 3/36
 B 6 0 C 1/00 C
 B 6 0 C 1/00 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セチルトリメチルアンモニウムプロミド比表面積が $20 \sim 195 \text{ m}^2 / \text{g}$ のカーボンブラック(B)及びセチルトリメチルアンモニウムプロミド比表面積が $200 \text{ m}^2 / \text{g}$ 以上のシリカ(C)を含む充填剤と、

天然ゴム及びポリイソプレンゴムからなる群より選択される少なくとも1つのイソプレン系ゴム(A-1)及び前記充填剤に対して親和性を有する官能基を有し、前記イソプレン系ゴム(A-1)と非相溶である変性共役ジエン系重合体(A-2)を含むゴム成分(A)と、

を含み、

前記ゴム成分(A)中、前記イソプレン系ゴム(A-1)の含有量が50～85質量%、かつ前記変性共役ジエン系重合体(A-2)の含有量が15～50質量%であり、

前記カーボンブラック(B)の含有量(b)と前記シリカ(C)の含有量(c)との合計量が、ゴム成分(A)100質量部に対して30～80質量部であり、

前記含有量(b)と前記の含有量(c)との割合が、質量基準で、(b):(c)=60～85:40～15であり、

前記ゴム成分(A)中の未変性の共役ジエン系重合体(A-3)の含有量が0～20質量%であるゴム組成物。

【請求項2】

前記ゴム成分(A)中、前記イソプレン系ゴム(A-1)の含有量が60~80質量%、かつ前記変性共役ジエン系重合体(A-2)の含有量が20~40質量%である請求項1に記載のゴム組成物。

【請求項3】

前記カーボンブラック(B)の含有量(b)と前記シリカ(C)の含有量(c)との割合が、質量基準で、(b):(c)=70~85:30~15である請求項1又は2に記載のゴム組成物。

【請求項4】

前記シリカ(C)は、セチルトリメチルアンモニウムブロミド比表面積が $210\text{ m}^2/\text{g}$ 以上である請求項1~3のいずれか1項に記載のゴム組成物。

【請求項5】

前記充填剤に対して親和性を有する官能基が、酸素原子、ケイ素原子、及び窒素原子からなる群より選択される少なくとも1つを含む請求項1~4のいずれか1項に記載のゴム組成物。

【請求項6】

前記充填剤に対して親和性を有する官能基が、酸素原子及びケイ素原子からなる群より選択される少なくとも1つと、窒素原子とを含む請求項1~5のいずれか1項に記載のゴム組成物。

【請求項7】

請求項1~6のいずれか1項に記載のゴム組成物を用いたタイヤ。